

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900112号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1900006号

第1 結論

昭和58年9月から昭和59年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月から昭和59年4月まで

昭和58年8月に会社を辞め、母に国民年金の加入手続をしたほうがいいと言われ、同年10月頃、市役所に行って手続をした。しばらくしてから、納付書が送られてきたので、銀行に行って納付をしたが、請求期間について国民年金の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年10月頃、市役所に行き、国民年金の加入手続をした上で、銀行において、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間当時は、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号を新規に付番する払出事務が行われていたところ、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査及び請求者の請求期間当時の住所地であるA市において払い出された請求期間に係る国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムにおける全件調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者から提出された年金手帳には、厚生年金保険の記号番号(*)及び初めて被保険者となった日(昭和56年4月1日)が記載されているものの、国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日は記載がなく、請求者は、所持している年金手帳は当該年金手帳のみで、他に年金手帳を受け取ったかについては覚えていない旨陳述している。

さらに、請求者は、B銀行(現在は、C銀行)D支店において、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、A市は、B銀行が市の指定代理金融機関となったのは、

昭和*年*月*日からである旨回答しているものの、C銀行本店営業部は、B銀行にD支店という名称の支店はない旨陳述しているほか、請求期間当時の領収控等は保存していない旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。